

被 処 分 者	認 定 証 番 号	徳島県公安委員会 第 3 9 2 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 名 称 又 は 記 号	アイネット代行
	主たる営業所が所在する 市 町 村 地 区	徳島市
処 分 年 月 日		令和 8 年 1 0 月 7 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 2 条に規定する損害賠償責任共済契約について、共 済掛金の未払により契約が失効していた期間があっ たため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 2 条第 2 項
処分を行った都道府県		徳島県